

京都府後期高齢者医療広域連合議会

令和元年第2回定例会会議録

令和元年8月9日 開会

令和元年8月9日 閉会

京都府後期高齢者医療広域連合議会

京都府後期高齢者医療広域連合議会令和元年第2回定例会会議録目次

第 1 号 (8月9日)

| | |
|---------------------------------|----|
| ○議事日程 | 1 |
| ○本日の会議に付した事件 | 2 |
| ○出席議員 | 2 |
| ○欠席議員 | 2 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 2 |
| ○議会職員出席者 | 2 |
| ○開会の宣告 | 3 |
| ○開議の宣告 | 3 |
| ○議事日程の報告 | 3 |
| ○新任理事者の紹介 | 4 |
| ○仮議席の指定 | 4 |
| ○議長の選挙 | 4 |
| ○議席の指定 | 5 |
| ○会議録署名議員の指名 | 6 |
| ○会期の決定 | 6 |
| ○諸般の報告 | 6 |
| ○同意第2号～承認第1号の一括上程、説明 | 7 |
| ○同意第2号の採決 | 10 |
| ○同意第3号の採決 | 11 |
| ○同意第4号の採決 | 12 |
| ○同意第5号の採決 | 12 |
| ○一般質問 | 13 |
| ○認定第1号の質疑、討論、採決 | 23 |
| ○認定第2号の質疑、討論、採決 | 25 |
| ○議案第6号の質疑、討論、採決 | 29 |
| ○議案第7号の質疑、討論、採決 | 29 |
| ○承認第1号の質疑、討論、採決 | 30 |

| | |
|----------------------------------|----|
| ○京都府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙 | 30 |
| ○閉会の宣告 | 31 |
| ○署名議員 | 33 |

京都府後期高齢者医療広域連合議会令和元年第2回定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和元年8月9日(金)午後1時30分開会

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長の選挙
- 日程第 3 議席の指定
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 諸般の報告
- 日程第 7 同意第2号から承認第1号までの上程(広域連合長説明)
- 日程第 8 同意第2号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 日程第 9 同意第3号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 日程第10 同意第4号 京都府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 日程第11 同意第5号 京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について
- 日程第12 一般質問
- 日程第13 認定第1号 平成30年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第2号 平成30年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第6号 令和元年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第7号 令和元年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 承認第1号 専決処分の承認について
(京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第18 京都府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18まで議事日程と同じ

出席議員（27名）

| | | | |
|-----|-----------|-----|----------|
| 1番 | 下村 あきら 君 | 2番 | 井上 けんじ 君 |
| 3番 | 平山 よしかず 君 | 4番 | 片桐 直哉 君 |
| 5番 | 森下 賢司 君 | 6番 | 水嶋 一明 君 |
| 7番 | 安藤 和明 君 | 8番 | 岡本 里美 君 |
| 10番 | 星野 和彦 君 | 12番 | 熊谷 佐和美 君 |
| 13番 | 清水 敏行 君 | 14番 | 中小路 貴司 君 |
| 15番 | 奥村 順一 君 | 16番 | 榎本 昂輔 君 |
| 17番 | 谷津 伸幸 君 | 18番 | 今面 不悖 君 |
| 19番 | 炭本 範子 君 | 20番 | 波多野 庇砂 君 |
| 21番 | 松本 義裕 君 | 22番 | 中坊 陽 君 |
| 24番 | 向出 健 君 | 25番 | 村山 一彦 君 |
| 26番 | 山本 清悟 君 | 27番 | 齋藤 和憲 君 |
| 28番 | 篠塚 信太郎 君 | 29番 | 上辻 亨 君 |
| 30番 | 和田 裕之 君 | | |

欠席議員（3名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 9番 | 関谷 智子 君 | 11番 | 齊藤 一義 君 |
| 23番 | 浅田 晃弘 君 | | |

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|----------|--------|---------|
| 広域連合長 | 堀口 文昭 君 | 副広域連合長 | 堀 忠雄 君 |
| 副広域連合長 | 河井 規子 君 | 副広域連合長 | 村上 圭子 君 |
| 副広域連合長 | 渡辺 隆 君 | 副広域連合長 | 山内 修一 君 |
| 会計管理者 | 中川 秀和 君 | 業務課長 | 孝治 大輔 君 |
| 総務課 担当課長 | 長谷川 泰彦 君 | | |

議会職員出席者

書記長 藤 繁 広 史 書 記 北 川 智 彦

開会 午後 1時30分

◎開会の宣告

○副議長（篠塚信太郎君） 皆さん、こんにちは。本日は大変御苦労さまです。

定刻になりました。ただいまから京都府後期高齢者医療広域連合議会令和元年第2回定例会を開会します。

なお、地方自治法第106条第1項の規定により、新議長が選出されるまで副議長が議長の職務を行います。

◎開議の宣告

○副議長（篠塚信太郎君） 本日の会議を開きます。

なお、報道機関等から写真撮影の許可の申出がありましたので、これを許可したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

それでは、報道機関等の写真撮影を許可することにいたします。

◎議事日程の報告

○副議長（篠塚信太郎君） 議事日程につきましては、お手元の議事日程のとおりでございます。よろしくお願いをいたします。

本日、宇治市の関谷智子議員、亀岡市の齊藤一義議員、宇治田原町の浅田晃弘議員から欠席届が出ております。

また、副広域連合長の桂川孝裕亀岡市長が公務のため欠席されておりますので、報告いたします。

◎新任理事者の紹介

○副議長（篠塚信太郎君） 続きまして、去る4月の人事異動による新任理事者の紹介を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（堀口文昭君） それでは、今般の人事異動をもちまして任命いたしました新任理事者を御紹介申し上げます。

長谷川泰彦総務課担当課長でございます。

○総務課担当課長（長谷川泰彦君） 長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

○広域連合長（堀口文昭君） 以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎仮議席の指定

○副議長（篠塚信太郎君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

今回、新たに京都市、下村あきら議員、京都市、井上けんじ議員、京都市、平山よしかず議員、京都市、片桐直哉議員、福知山市、森下賢司議員、宇治市、岡本里美議員、宇治市、関谷智子議員、亀岡市、齊藤一義議員、城陽市、熊谷佐和美議員、八幡市、奥村順一議員、京田辺市、榎本昂輔議員、木津川市、炭本範子議員、久御山町、松本義裕議員、和束町、村山一彦議員、精華町、山本清悟議員が広域連合議会議員に選出されております。

仮議席につきましては、ただいま御着席のとおり指定をいたします。

◎議長の選挙

○副議長（篠塚信太郎君） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、副議長が指名することといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長が指名することに決定しました。

本広域連合議会の議長に下村あきら議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました下村あきら議員を議長の当選人として定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました下村あきら議員が議長に当選されました。

下村議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

ここで、当選されました下村議員から御挨拶をお願いしたいと思います。どうぞこちらへお越しください。

〔1番 下村あきら君登壇〕

○1番（下村あきら君） ただいま皆様方から御推挙いただき、議長に選出いただきました京都市会選出の下村あきらでございます。

京都府後期高齢者医療広域連合議会の円滑な運営をしっかりとさせていただきたいと思っておりますので、そして住民の皆様方の御負託にしっかりと応えたいと思っています。

頑張ってまいりますので、引き続き皆様方の力強い、また温かい御指導を賜り、議長の職務を全うしたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○副議長（篠塚信太郎君） 以上で、私の職務は終了いたしましたので、議長を交代いたします。円滑な議事運営に御協力ありがとうございました。（拍手）

〔副議長 篠塚信太郎君議席に移動、議長 下村あきら君議長席に移動〕

◎議席の指定

○議長（下村あきら君） それでは、日程第3、議席の指定を行います。

議席につきましては、ただいま御着席いただいているとおりに指定をいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（下村あきら君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第75条の規定により、宮津市、星野和彦議員、精華町、山本清悟議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（下村あきら君） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（下村あきら君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定いたします。

◎諸般の報告

○議長（下村あきら君） 日程第6、諸般の報告を行います。

お手元に例月出納検査の結果報告書を配付させていただいております。

平成31年1月から令和元年6月分までの例月出納検査がそれぞれ実施され、いずれも適正に執行されている旨の報告がありましたので、御報告申し上げます。その写しを配付しておりますので、御覧おき願います。

◎同意第2号～承認第1号の一括上程、説明

○議長（下村あきら君） 日程第7、同意第2号から承認第1号までの広域連合長提出案件9件を一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

広域連合長。

[広域連合長 堀口文昭君登壇]

○広域連合長（堀口文昭君） 今回提出いたしました議案につきまして御説明させていただきます。

人事同意案件の議案書1ページをお開きください。

同意第2号、京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について御説明いたします。

本件は、京都府後期高齢者医療広域連合の副広域連合長として、木津川市長である河井規子君を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和元年8月9日からとする予定でございます。

3ページをお開きください。

同意第3号、京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について御説明いたします。

本件は、京都府後期高齢者医療広域連合の副広域連合長として、京都府副知事である山内修一君を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

任期は令和元年8月9日からとする予定でございます。

次に、議案書5ページをお開きください。

同意第4号、京都府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について御説明いたします。

本件は、京都府後期高齢者医療広域連合の議員からの選出監査委員として、宇治市議会選出の関谷智子君を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和元年8月9日からとする予定でございます。

7ページをお開きください。

同意第5号、京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について御説明いたします。

本件は、令和元年8月27日付けをもって京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員、上川惇逸君の任期が満了いたしますので、後任の公平委員会委員として足立清治君を選任い

たしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和元年8月28日からとする予定でございます。

広域連合長提出案件の議案書1ページをお開きください。

認定第1号、平成30年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

3ページをお開きください。

平成30年度一般会計歳入歳出決算書総括表を御覧ください。

平成30年度歳入歳出予算9億8,285万4,000円に対しまして、歳入決算額は11億6,434万423円、歳出決算額は9億1,574万9,098円であり、差引残額は2億4,859万1,325円でございます。昨年と比較いたしますと、標準システムの機器更改や人間ドック費用助成の特別会計への移管などを行ったことによりまして、歳入歳出に変動があったところでございます。

なお、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、6ページから10ページに記載しております。

次に、11ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。実質収支額は歳入歳出差引額と同額の2億4,859万1千円でございます。

なお、地方自治法第233条の2の規定による財政調整基金への繰入れといたしまして、1億3,000万円を繰り入れることとしております。

次に、12ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

2の物品でございますが、取得価格100万円以上となる物品の年度末現在高は3点で、決算年度中の増減はございませんでした。

4の基金につきましては、平成30年度末現在において財政調整基金の残高が5億4,154万6千円でございます。

なお、本調書における基金残高は、年度末の3月31日時点のものでございまして、出納整理期間中の増減を含んでおりません。また、公有財産及び債権はございません。

次に、13ページをお開きください。

認定第2号、平成30年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明いたします。

15ページをお開きください。

平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書総括表を御覧ください。

平成30年度歳入歳出予算3,518億3,169万3,000円に対しまして、歳入決算額は3,578億5,474万2,193円、歳出決算額は3,482億6,335万3,468円、差引残額は95億9,138万8,725円でございます。昨年度と比較しますと、被保険者数の増加により、歳入歳出とも同程度の伸び率となったところでございます。

なお、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、18ページから22ページに記載しております。

次に、23ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。実質収支額は歳入歳出差引額と同額の95億9,138万9千円でございます。

以上、概要を説明させていただきました。今後とも効率的な財政運営に努めてまいります。

次に、25ページをお開きください。

議案第6号、令和元年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を御説明いたします。

まず、歳入でございます。27ページをお開きください。

第6款繰越金は、平成30年度からの繰越金のうち、外来年間合算給付システム作成業務委託料及び市町村連携強化事業補助金の財源のため、3,321万3千円を追加するものでございます。

次に、歳出でございます。28ページをお開きください。

第2款総務費は、3,321万3千円の追加であり、創設されました外来年間合算給付を効率的に行えるようシステムを構築するため及び市町村が行うフレイル対策等の保健事業に対し、市町村連携強化事業補助金を支出するためのものでございます。

なお、歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、29ページから32ページに記載しております。

次に、33ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第7号、令和元年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を御説明いたします。

まず、歳入でございます。35ページをお開きください。

第7款繰越金は、平成30年度からの繰越金のうち、社会保険診療報酬支払基金に対する後期高齢者交付金の返還金財源のため、9億5,640万6千円を追加するものでございます。

次に、歳出でございます。36ページをお開きください。

第6款諸支出金は9億5,640万6千円追加であり、平成30年度の後期高齢者交付金の精算により、社会保険診療報酬支払基金へ超過分を返還するものでございます。

なお、歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、37ページから40ページに記載しております。

次に、41ページをお開きいただきたいと存じます。

承認第1号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明いたします。

本件は、東日本大震災で被災した被保険者に対する保険料減免に関しまして、引き続き今年度につきましても適用できるよう国の財源措置が延長されましたことから、条例の改正を行ったものでございます。

なお、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであったため、専決処分をいたしましたので、御承認をお願いするものでございます。

以上をもちまして、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決又は御同意賜りますことをお願い申し上げます。

◎同意第2号の採決

○議長（下村あきら君） 日程第8、同意第2号、京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につきまして、直ちに表決に付すことについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（下村あきら君） 異議なしと認め、表決に付します。

本件について、原案のとおり同意することについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（下村あきら君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定いたします。

◎同意第3号の採決

○議長（下村あきら君） 日程第9、同意第3号、京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につきましては、直ちに表決に付すことについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（下村あきら君） 異議なしと認め、表決に付します。

本件について、原案のとおり同意することについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（下村あきら君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定をいたします。

ここで、ただいま選任同意しました副広域連合長の入場を求めます。

〔副広域連合長 河井規子君、副広域連合長 山内修一君入場〕

○議長（下村あきら君） 私のほうから御紹介をいたします。

河井規子木津川市長です。

○副広域連合長（河井規子君） よろしくお願ひします。

○議長（下村あきら君） 山内修一京都府副知事です。

○副広域連合長（山内修一君） 引き続きお願ひ申し上げます。

○議長（下村あきら君） それでは、代表で河井木津川市長より一言御挨拶を頂戴いたします。よろしくお願ひいたします。

○副広域連合長（河井規子君） 失礼いたします。木津川市長の河井でございます。

本日は、私ども2名の副広域連合長の選任人事に御同意を賜りまして、誠にありがとうございます。

後期高齢者医療制度につきましては、府内の全市町村が一体となって運営している制度でございますが、交通の利便性や地域性あるいは医療資源の偏在等々、医療を取り巻く状況は市町村ごとに異なっており、抱えている課題も相違している部分があると思われまふ。しかしながら、高齢者の方々に健康で長生きしていただき、必要なときに安心して医療を受けていただきたいという思いは全市町村に共通するものであり、広域連合長や他の副広域連合長、さらには全ての市町村とともにより多くの被保険者の皆様に安心を実感していただけるよう職務に努めてまいりたいと思っておりますので、議員の皆様にも御指導賜りますようよろしくお願ひを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

○議長（下村あきら君） ありがとうございます。

〔副広域連合長 河井規子君、副広域連合長 山内修一君着席〕

◎同意第4号の採決

○議長（下村あきら君） 日程第10、同意第4号、監査委員の選任についてを直ちに表決に付すことについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（下村あきら君） 異議なしと認め、表決に付します。

本件は、地方自治法第117条の規定により除斥の必要がありますので、関谷議員の退席を求めます。

なお、本日、関谷議員は公務のため欠席されております。

それでは、本件につき原案のとおり同意することについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（下村あきら君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定をいたします。

◎同意第5号の採決

○議長（下村あきら君） 日程第11、同意第5号、京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につきましては、直ちに表決に付すことについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（下村あきら君） 異議なしと認め、表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり同意することについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（下村あきら君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎一般質問

○議長（下村あきら君） 日程第12、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、通告順に発言を許します。

質問時間は、再質問を合わせて20分以内となっておりますので、御協力を願います。

1番、井上けんじ、2番、向出健、それぞれ議員でございます。

井上けんじ議員。

〔2番 井上けんじ君登壇〕

○2番（井上けんじ君） 京都市会から選出いただいております井上けんじでございます。一般質問をさせていただきます。

その趣旨は、保険料及び一部負担金の今以上の引上げをやめ、昨年度以前の水準に戻すこと、被保険者の負担軽減を政府に強く求めるとともに、本広域連合としても独自の軽減策を講じることでございます。その他、若干コメントをさせていただきたいと存じます。

まず、昨年度まで9割減額でありました被保険者の保険料が今年度は8割減額に変更され、すなわち保険料が2倍に引き上げられています。しかも来年度はさらに7割減額となり、保険料負担は対昨年度比3倍にも引き上げられる予定とされております。被扶養者であった被保険者の軽減についても、所得にもよりますけれども、2年間限定とされたり、減額割合が減らされたりしてしまうとされています。これらはいずれも本来どおりと説明され、当然のこととされておりますけれども、本来であれ、特例であれ、被保険者の負担が増えることには何の変わりもなく、そのことへの配慮を欠いた説明となっておるのではなかろうかと思っております。

一方、一部負担金につきましても、例えば今年6月19日の政府の財政制度等審議会で、速やかに75歳以上の後期高齢者の自己負担について原則2割負担とすべき、あるいは3割負担の対象を拡大すべき等々とうたわれるなど、一層の負担増が政府において目指されています。

保険料については、全国後期高齢者医療広域連合協議会における対政府要望事項でも取り上げられるなど、努力はされておられますが、一部負担金も含め一層強く政府に対して被保険者の負担軽減に向けて声を上げられるように求めるものであります。被保険者の負担が増えつつある現状や一層の負担増が危惧される今後の方向について、連合長の認識と特に対政府への要望の方向について伺います。御答弁願います。

あわせて、自治体として本広域連合が独自の軽減策を実施することについて、その可能性

を探ることが私はあり得ることだと考えますが、いかがでしょうか。本広域連合の理事者の皆様あるいは各構成団体及び京都府とともに少なくとも議題として設定され、今後検討されることを求めるものであります。この点についても御見解を求めます。

ちなみに、特に一部負担金の場合、年度途中で収入や世帯構成に変化があった場合、申請の有無によってせつかくの制度が適用される場合とそうでない場合があり得ることになり、制度の整合性等の観点からいって疑問が残ります。一層の広報や制度のあり方の再検討あるいは各市町村との連携が必要だと考えております。

また、政府において実施されておる保険者インセンティブは政府の政策誘導であり、対等平等な国と自治体との関係において制度のあり方としてこれも疑問が残ります。本来、保健事業はそれぞれの項目にそれぞれの独自の意義があり、どの自治体にとっても重要な事業であることに違いはありません。点数獲得だけを目標として各自治体が競うといったことではなくて、どの自治体にとっても必要な事業には必要な予算を政府において手当てすべきだと考えます。この点について批判的な視点が必要だと私は考えますが、いかがでしょうか。

年金支給額の引き下げ、消費税を初めとする庶民増税、物価の便乗値上げは富の偏在と格差拡大が大きな社会問題となっておる今日、特に高齢者の生活は以前にも増して厳しい実態となっています。病気や加齢は、もとより個人の責任ではなく、だからこそ長い間社会に貢献されてこられた高齢者の皆さんが安心して将来を過ごしていただけるよう、これ以上の負担が増えることに歯止めをかけたいと願っております。積極的な御答弁を期待して質問を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（下村あきら君） 堀口広域連合長。

〔広域連合長 堀口文昭君登壇〕

○広域連合長（堀口文昭君） 井上議員の御質問にお答えいたします。

まず、保険料及び一部負担金についてでございます。

議員御承知のとおり、後期高齢者医療制度は平成20年4月に創設されてから約11年の歳月が経過したところでございます。制度も定着したところであると考えております。しかしながら、この間、京都府内の被保険者数は約1.3倍の9.2万人増、医療費は約1.5倍の1,000億円増となり、さらなる高齢化の進展や医療の高度化に伴い、今後ますます医療費は増加していくものと考えられます。

また、制度面におきましては、このような状況の中で被保険者の皆様が今後も安心して医療を受けていただけるよう、国において世代間や世代内での公平性や後期高齢者医療制度を持

続可能なものとする観点から、特例制度の廃止などの見直しが行われてきたものでございます。

保険料の増加は、このような医療費の増や制度的要因であり、被保険者の皆様に御負担を求めることは非常に心苦しいことではありますが、御理解をいただきたいと存じているところでございます。

次に、被保険者への負担軽減を政府に強く求めること等についてでございますけれども、保険料の軽減特例を初めとする負担軽減措置につきましては、これまでから国に対しまして高齢者の生活に影響を与えるような保険料負担とならないよう、全国47都道府県の広域連合が足並みをそろえまして毎年要望を行ってきたところでございます。

また、後期高齢者の窓口負担のあり方につきましては、議員御指摘のとおり、国の財政制度等審議会におきまして、今後の社会保障改革の考え方の一つとして高齢化・人口減少化での負担の公平化が挙げられており、年齢ではなく能力に応じた負担とし、制度の持続性の観点から後期高齢者の自己負担を引き上げる提案がなされております。世代間のさまざまな意見はございますが、高齢者の皆様が必要な医療を受ける機会を確保するという観点から、現状維持を基本とし、検討を慎重に進めるよう国に対して要望を行っておりまして、今後も引き続き他の広域連合とともに国への要望を継続していくこととしております。

最後に、保険料に係る独自負担軽減策についてでございます。

当広域連合におきましては、保険料の上昇を抑制するため、これまでから余剰金を活用するとともに、京都府に設置されております財政安定化基金を最大限活用させていただき、被保険者の皆様の負担の軽減を図ってきたところでございます。

このような取組によりまして、第6期、すなわち平成30年度、31年度の保険料算定におきましては、約38億円の余剰金を活用するとともに、京都府の財政安定化基金から約8億4,000万円の交付を受けることにより、被保険者1人当たり平均で年間5,000円の負担軽減を図ったところでございます。

また、制度発足時からの保険料の均等割の増加は、全国平均3,616円に対しまして、当広域連合は2,780円、所得割の増加率も全国平均1.16ポイントに対しまして、当広域連合は1.1ポイントとなるなど、全国的に見ましても当広域連合の保険料の上昇は抑制されてきたところでございます。

いずれにいたしましても、来期以降の保険料につきましては、医療費の動向や制度の見直しによる影響など、予断を許さないところではございますけれども、可能な限り負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、渡辺副広域連合長からお答えいたします。

○議長（下村あきら君） 渡辺副広域連合長。

〔副広域連合長 渡辺隆君登壇〕

○副広域連合長（渡辺隆君） 保険者インセンティブについてでございますけれども、疾病予防、健康づくりや医療費適正化の事業実施が全国規模で展開されることを目的として創設されたものでございまして、健康診査を初め重症化予防あるいはフレイル対策等の保健事業を中心とした取組に対しまして、保健事業ガイドライン等に基づきさまざまな評価指標が設定されてございます。

この評価指標につきましては、全国の自治体で試行的に実施された先進的な取組をベースとしまして、医師会等の医療関係団体、大学等の研究機関、市町村や広域連合といった自治体等の委員で構成されます各種会合におきまして、専門的見地から慎重に検討された結果が反映されておまして、評価指標に掲げられた実施方法自体は、一定のエビデンスが認められた有用性の高いものと認識をしているところでございます。

また、国の評価指標に掲げられた項目の多くは、当広域連合の第2期保健事業実施計画に掲げた取組とも重複しておまして、国の評価指標に沿った取組を実施することは、同時に当広域連合にとって着実に計画推進を図ることになるものと考えてございます。

本議会でも補正をお願いしておりますけれども、当広域連合におけます現在の取組を定着・充実させ、より多くの市町村と連携しつつ横展開していくには、安定的・継続的な財源の確保が不可欠となってきます。このため、より効果的・効率的な事業実施に向けて、保険者インセンティブによる国の財政支援を有効に活用しながら、引き続き第2期保健事業実施計画の進捗を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（下村あきら君） 井上けんじ議員。

〔2番 井上けんじ君登壇〕

○2番（井上けんじ君） 御答弁をいただきました。

被保険者や患者の皆さんの負担が増えていくことについて心苦しいとおっしゃっていただきました。また、全国、足並みをそろえて対政府要望に取り組んでいただいておりますということについても、前向きに私も捉えたいと考えております。とはいえ、一方で負担が増えることも事実でありますし、現実でありますし、秋からの消費税増税であったり、物価の値上げであったり、あるいは長期的に年金が値下げの傾向にあることなど、ますます高齢者の皆さんの負担が増えていくことも御理解いただきたいと言いながら、現実問題としては

大変だろうかということについては変わりがないと思います。引き続きまして、広域連合として対政府要望を強めていただく、あるいは独自の軽減策を講じていただくという方向で引き続き御尽力をお願いしたいと、このように考えます。

公平性とかあるいは医療費が増額をしておると、こういうふうによく一般的に言われるわけでありませけれども、私は政府におきまして、例えばGDPに占める社会保障費、医療費の割合がヨーロッパ、先進国などと比べてまだまだ日本の現状では低い状態が続いておると。一方で、大型事業や軍事費の無駄遣いの問題、あるいは大手の大企業、富裕層に対する行き過ぎた減税の是正の問題、財源の問題、社会保障の問題をトータルに議論しようと思えば、まだまだ課題とテーマは山積をしておると、こんなふうに思っています。

狭い意味での社会保障や医療の問題に限っても、例えば労働者派遣法の規制緩和によって派遣労働者が増える、非正規労働者が増えることによって、特に大企業の社会保険事業主負担分が免れておることが、社会保障財源が大きく蹴込んでいる大きな原因の一つにもなっておると。あるいは薬価の問題などにつきましても、もっとメスを入れる必要があるなど、社会保障財源のあり方などについては、いろんなアプローチといたしますか、議論の材料とすべきテーマが少なくないと、こんなふうを考えておりまして、そういうこと抜きに医療費が増える、あるいは世代間の公平が必要だということだけを抜き出して議論することについてはどうかと、こんなふうにも、普段考えたりしておるところであります。いずれにいたしましても、そういう議論を含めて今後とも高齢者の皆さんが安心して老後を過ごしていただけるような仕組みを医療・介護・福祉、それぞれにわたってどのようにつくっていくのかということについて議論を深めていければと、こんなふうを考えております。

以上で第2質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（下村あきら君） 次に、質問の通告がありましたので、発言を許します。

向出健議員。

〔24番 向出健君登壇〕

○24番（向出健君） 笠置町から選出をいただいております向出です。

本日は、質問通告に基づきまして質問させていただきます。

先の質問と一部重複するところがありますので、一部割愛して質問させていただきます。

まず1つ目に、不均一保険料の復活の問題です。

かつては、医療給付費が府の平均と20%以上乖離している自治体については、保険料を低く設定をしていました。今でもこの医療費の給付費の格差がある中で、保険料だけ同じとい

うのは公平性に欠けるのではないか、本広域連合もたびたび公平性という言葉が使われている中で、保険料だけ一緒、そして医療給付費は低い、この状態は公平さを欠くのではないのでしょうか。この点についてどのような認識をお持ちか、答弁をいただきたいと思います。

また、不均一保険料の復活について、再度、国に強く要望すべきではないのでしょうか。この点もお答えをいただきたいと思います。

次に、短期保険証の問題です。

短期保険証については、本広域連合、有効期限が短いだけで通常の保険証と変わりなく、また、納付相談の機会にもなる旨の答弁を理解しています。しかし、保険証が被保険者のもとに届いていない留め置きの数、平成31年2月1日現在で全体として68件あり、通常の保険証と同じ状態であるとは言えないのではないのでしょうか。短期保険証の発行はこういう問題を抱えています。その発行自体をやめるべきではないのでしょうか。この点についてお答えをいただきたいと思います。

また、留め置きについては、八幡市で28件、福知山市で11件のところもあれば、0件の自治体もあります。この違いについて内情を把握されているのでしょうか。

また、訪問や電話など、どのぐらいの回数、被保険者の方に具体的に連絡をとったりしているか、そういう状況も確認されているのでしょうか。この点についてお答えをいただきたいと思います。

最後に、自己負担割合の判定誤りについてです。

本年4月に一部の被保険者の方、自己負担区分に誤りがあり、本来1割負担の保険証を交付すべきを3割負担の保険証を交付していたことが判明したと聞いています。その原因については、年少扶養控除者抽出プログラムの設定誤り等によるものとしていますが、これは単純な設定の入力ミスによるものなのか、どういった内容なのか、具体的にお答えいただきたいと思います。

また、等とありますが、プログラムの設定誤り以外にも今回の原因、何かあったのでしょうか。この点についてもお答えをいただきたいと思います。

また、再発防止の取組として、事前チェックを十分に行う、市町村に対して改めてリストに基づく事務処理の周知徹底を行うとしていますが、実際に具体的な内容としてはどのようなことに取り組みられていくのか、再発防止対策として説明を求めたいと思います。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（下村あきら君） 渡辺副広域連合長。

〔副広域連合長 渡辺隆君登壇〕

○副広域連合長（渡辺隆君） 向出議員の御質問にお答えします。

不均一保険料についてでございますけれども、この不均一保険料につきましては、これまでからお答えしておりますとおり、平成20年の後期高齢者医療制度の開始に当たりまして円滑な移行を図るため、6年間の経過措置として設けられたものでございまして、この経過措置が平成25年をもちまして終了したところでございます。

当広域連合としましては、経過措置の終了に当たりまして、国に対し他府県の広域連合とともに継続されるよう強く要望してきたところでございますけれども、国におきましては、激変緩和措置として継続されなかった経過がございます。

保険料率は高齢者の医療の確保に関する法律第104条第2項によりまして、全区域にわたって均一とされております。そのため激変緩和措置が終了したことで本広域連合が独自に不均一保険料に係る支援策を講じますことは、財源として適用地以外からの保険料等、新たな負担が生じるということになりまして、その理解を住民の方に求めるということはなかなか困難なことであるということで、不均一保険料の復活については考えていないというところでございます。

なお、当時経過措置を適用しておりました7市町村の現在の状況についてでございますけれども、1人当たり医療給付費が府内平均より20%以上大きく乖離する市町村は、平成30年度では2町に減少してきているところでございます。

次に、短期保険証についてでございますけれども、保険料を滞納している被保険者の方とお会いしまして個別に事情をお聞きする機会を増やすことを目的として交付しているものでございまして、これらの短期証の交付に関しては、市町村におきまして滞納の事情を十分聴取し、きめ細やかな納付相談や納付指導を行うなど、被保険者の個別事情に配慮した実態に即した対応を行っていただいているところと承知しております。

また、保険料の徴収や証の交付については手渡しでございますけれども、これにつきましては、市町村の事務として行っていただいているものでございまして、具体的な取組内容につきましては承知をしておりませんが、市町村におきまして郵送や電話などにより、繰り返し交付に至っていない方につきましては連絡を差し上げておるところでございますけれども、なお来庁されないという方であるというふうに承知をしておりまして、市町村におきましてもその対応に苦慮されているというふうに承知しているところでございます。

最後に、自己負担割合の判定誤りについてでございます。

当広域連合が各市町村に毎月送付します年少扶養控除対象者リストの誤り、それから等という原因を少しお尋ねになりましたけれども、市町村によります事務処理漏れを原因として発生したものでございまして、8市町14人の被保険者の方の自己負担割合につきまして、本来は1割とすべきところを3割と判定したものでございます。

具体的な経過でございましてけれども、平成31年4月に対象者リストを市町村に送付しましたところ、市町村からリストの内容について問い合わせがありまして、当広域連合におきまして確認しましたところ、平成31年1月から4月までの対象者リストの抽出条件をシステムの改修の際に誤ってしまったことが判明したものでございます。このため、直ちにシステム改修を実施しまして、修正した対象者リストに基づきまして再度確認しましたところ、一部市町村においては事務処理が漏れているということの原因として負担区分判定が誤っていることが判明したものでございまして、リストの誤りによるものとあわせまして、4月下旬以降、順次、被保険者証の差し替えを行いますとともに、返還金額の精査を行い、本人に返還させていただいたところでございます。

今後における再発防止策でございましてけれども、何分システムに対して我々も中身まで十分承知がなかなかできないという部分もございまして、現在、システム保守については委託しているという状況でございましてけれども、委託業者への業務の指示ですとか、あるいは情報共有を今まで以上に緊密に行いまして、事務処理システムの管理を徹底しますとともに、市町村に対しましては、研修会等の機会を通じまして適切な事務処理の周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（下村あきら君） 向出健議員。

〔24番 向出健君登壇〕

○24番（向出健君） 2回目の質問に入らせていただきます。

不均一保険料については、制度開始時には強く要望されたという説明がありました。しかし、復活は考えていないという御答弁でした。しかし、医療給付費、7市町村がかつて適用されていたところ、2町村に減っているということですが、例えば平成30年度、伊根町64%、京丹波町78.1%と府平均よりも医療給付費が少ないと、この2町を指して言われているんだと思うんですけれども、80%台のところも綾部市で82.2、和東でも84.9、舞鶴市85.5、京丹後市86.5など、幾つか8割台のところもあります。不均一保険料だけではなくて、独自の軽減は難しいということですが、国に対して一切終わったことだと、激変緩和措置だった

ということではなくて、やはり医療給付費に差がある以上は、保険料についても国に対して軽減をしていただくように、これは要望としてはできるのではないかとこのように考えています。この点について再度お考えをお答えいただきたいというふうに思います。

それから短期保険証の問題です。

先ほど自治体にさせていただいているので細かい具体的な内容までは承知していないということですが、実際、全体として留め置きが68件、2月1日現在であるということは、やはり大変大きな問題だということなんですね。それで連絡を何度もとって、実際に本当に連絡がそこまでつかないということになれば、高齢者の身の安全という問題にもかかわってくるのではないかと。ですから、具体的にどれぐらい働きかけをして、どういう事情で会えないのかということも含めてつかんでいただいて、そして足りないところには具体的な指導をして、最終的に郵送ということもされているのであれば、郵送すれば届かないことはほぼないのではないかと。もちろん不在という状態であり得ることもありますけれども、そこが徹底できているのかどうか、そこも具体的につかまないと指導ができないのではないかとこのように考えます。この点についても再度お答えをいただきたいとこのように思います。

それから、先ほどの自己負担割合の判定誤りについてなんですけれども、システムの中身はなかなか把握をし切れないということではありましたけれども、実際にこういう問題が起きるときというのは、いろんな業務の流れがあると思うんです。具体的な業務の流れの中で、どういう問題があつてどこに誤りがあつたのか、具体的につかんでいかなければ改善策も立てられないのではないかとこのように思います。ですから、具体的な業務の流れとか、実情とか少しつかんでいただきまして、具体的にこういう体制をとれば今回のようなことが防げるのではないかと、再度具体的に検討いただいて、また、議会に対しても有効な再発防止策をお示しいただきたいとこのように思います。

以上をもちまして質問を終わらせていただきます。

○議長（下村あきら君） 渡辺副広域連合長。

〔副広域連合長 渡辺隆君登壇〕

○副広域連合長（渡辺隆君） 向出議員の再質問に対してお答えさせていただきます。

まず、不均一保険料の件についてでございますけれども、国へ要望していくべきじゃないかということでございます。先ほど来申し上げておりますとおり、6年間の経過措置として設けられたものでございまして、平成25年度をもって終了したところでございます。

ただ、議員御指摘のとおり、20%以上乖離している市町が現在2市町村ございます。これ

につきましては、従来から向出議員も御指摘、御質問等いただいておりますとおり、1つは医療資源の地域格差というものが要因として挙げられると、我々もそのように考えておるわけでございますけれども、向出議員からは前回の平成30年8月の議会でも、いわゆる額だけじゃないんだと、実情として交通機関の利便性とかがあつてなかなか受けられない地域もあるんだというような御指摘もあつたかと思ひます。

しかしながら、恐縮でございますけれども、向出議員の出身母体の笠置町におきましては、そのような御指摘をいただいたんですけれども、平均以上の医療給付の額になっているということもございまして、単純に保険制度の中だけの問題として整理することはできないんじゃないかなというふうに思っております。

それから、先ほど申しましたように、1つには、医療資源の偏在という点もございまして、その部分につきましては、私ども所管していないという部分ではございますけれども、関係団体、関係機関等に対しては、これまでから要望してきてございまして、その偏在ができる限りなくなるよう、今後も要望を続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、保険証の留置、留め置きのことでございます。

これにつきましては、市町村の実情をもっと十分把握すべきじゃないかという御質問であつたかというふうに思ひますけれども、これは先ほど申し上げましたとおり、我々の事務につきましては、広域連合が行う事務、それから市町村が行う事務、それぞれ役割分担しながら行っているところでございます。御指摘の保険料の徴収あるいは証の被保険者へのいわゆる交付事務につきましては、あくまでこれは市町村の事務として行つていただいております。それぞれ市町村の実情に応じてそれぞれの市町村において取り組まれているものでございまして、それを私どもが市町村に何か指導をしていくということについては、なかなかこれは難しい部分なのかなというふうに思っております。ただ、市町村で効率的な取組があれば、それについては各市町村に対して情報提供してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、自己負担割合の判定誤りについてでございますけれども、これは実は非常にシステムの中身について分析というか、どういう動きをしているんだというのを我々がつかみ得るかどうかというのはなかなか難しい部分がございます。おっしゃるようにシステムで出された答えが正しいんだということで、そういう考え方で事務処理をやつてきているというような傾向もございまして、そこについてはシステムで出された結果、答えが本当に正

しいか、これはかなり効率性の部分からいきますと外れる部分ではございますけれども、少し抜き出してでも点検をしていく必要があるのかなというふうに考えておるところでございます。今後とも委託機関、委託業者等との連携も密にしながら、御指摘の部分については対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（下村あきら君） 以上で一般質問を終了いたします。

ここで休憩をとりたいと思います。

ただいま午後2時29分、間もなく30分です。10分間の休憩をとりますので、午後2時40分になりましたら再開をいたします。

それでは、休憩に入ります。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時40分

○議長（下村あきら君） ただいまから会議を再開いたします。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（下村あきら君） 日程第13、認定第1号、平成30年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、質疑の通告がありませんでしたので、質疑については終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

向出健議員。

〔24番 向出健君登壇〕

○24番（向出健君） 笠置町の向出です。

認定第1号、平成30年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

反対理由として3点を挙げます。

1点目は、保険料について軽減特例を縮小・廃止し、保険料の負担が増えていることです。所得割の軽減特例は平成29年度から5割軽減を2割軽減にし、平成30年度は軽減なしにしました。年金収入が低い中、軽減なしにすることは暮らしに影響を与える大変な問題です。また、第6期、平成30、31年度の保険料は均等割で制度発足時の第1期と比較して2,780円増、所得割率も8.29%から9.39%に増えています。1人当たりの平均保険料も第1期から4,542円増えています。元被扶養者の均等割の軽減特例についても、それまで1割負担だったものを平成29年度で3割負担、平成30年度で5割負担としました。後期高齢者の暮らしを守るためには、保険料は引下げこそすべきで、それとは逆行しているのが実態です。

2点目は、短期保険証の問題です。短期保険証については、留め置きもあり、保険証が手元がないという問題が起こされています。発行の中止を求めても発行をやめるとは当広域連合はなっておりません。また、留め置きについても、郵送や訪問など、確実に被保険者の方に保険証が手元に届く処置を求めたいと思います。

3点目は、不均一保険料についてです。医療給付費の格差を解消しないまま保険料だけ同じではまさに不公平です。医療給付費の問題は、医療資源や交通の状態、高齢化率など、さまざまな要因がありますが、現実問題として医療給付費が2割以上乖離している市町村もまだ残されています。特例、激変緩和措置ということではなくて、やはり以前の不均一保険料の制度の復活又はそれに替わる負担の軽減措置を求めたいと思います。

以上、反対理由として討論を終わります。

○議長（下村あきら君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、認定第1号、平成30年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり認定することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（下村あきら君） よろしいですか。大丈夫ですか。どうもありがとうございます。手をおろしていただいて、とりあえず。

挙手多数であります。

表決について、事務局から報告をさせます。

○書記長（藤繁広史君） 報告いたします。

賛成22票、反対6票でございます。

すみません、反対4票でございます。申しわけございません。

○議長（下村あきら君） お聞き及びのとおりでございます。

よって、本件は認定をされました。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（下村あきら君） 日程第14、認定第2号、平成30年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、質疑の通告がありましたので、発言を許します。

質疑の時間は、再質問を合わせて20分以内となっておりますので、御協力願います。

齋藤和憲議員。

〔27番 齋藤和憲君登壇〕

○27番（齋藤和憲君） 南山城村選出の齋藤和憲です。

平成30年度京都府後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。

まず、高額医療費、高額介護合算療養費についての事項について、30年度の質疑で、28年度では高額医療件数は1,400件、支援額約800万円と、高額介護合算療養費では、金額ベースで約2,800万円の答弁がありました。本広域連合としてこの金額を減らしていく対応をされたのではないかと思います。

そこで、質問いたします。

1、高齢者の医療の確保に関する法律第84条、85条には、被保険者に対し高額医療費及び高額介護合算療養費を支給するとあり、そこで、平成29年、30年度の現状を確認したい。

2番目に、減らすべく対応内容を確認したい。

3番目に、本広域連合の広域計画では、広域連合と構成市町村との役割がうたわれており、当然双方の連携強化が必要と思われる。そこで、時効件数を減らすために実施した市町村への対応、また、協議事項などがあれば、それについての答弁を求めます。

2番目に、平成30年11月、本広域連合が西脇京都府知事に対し、財政支援をはじめとした積極的役割を求めた支援要望書を出されております。

そこで、質問します。

まず、この要望書の回答があったのか確認をしたい。

2番目に、要望書の中で高齢者の方は将来に不安なく、安心して医療が受けられることができるようにと述べているが、保険料の値上げや窓口の2割負担などが計画されるなど、高齢者に負担がかかっている。高齢者は安心できるのか確認をしたい。

3つ目に、要望内容は、後期高齢者制度を廃止して今までの老人保健制度に移行すれば解決すると思われませんが、その見解を聞きたいと思います。

以上で1回目を終わります。

○議長（下村あきら君） 渡辺副広域連合長。

〔副広域連合長 渡辺隆君登壇〕

○副広域連合長（渡辺隆君） 齋藤議員の御質問にお答えします。

高額療養費についてでございますけれども、平成30年度に時効が到来しましたものは、おおむね平成27年度の診療分でございます。同年に申請勧奨したものでございますが、件数で約3,200件、金額でございますけれども、これは平均単価から試算したものでございますが、1,700万円となっております。

また、平成29年度分でございますが、これは先ほどございました平成30年8月議会において答弁させていただいておりますけれども、これは平成26年度の診療分でございますが、同様に件数で3,000件、金額で約1,600万円となっております。全体の対象件数のおおむね0.5%に当たるところでございます。

また、高額介護合算療養費でございますけれども、これは電算システムで集計するというのは極めて困難でございます。推計値でのお答えになりますけれども、平成30年度に時効が到来しましたものにつきましては、平成27年度の申請勧奨対象2万6,342件に関して未申請の方はおおむね8%程度、大体2,100件程度でございますけれども、見込まれまして、金額で申しますと約3,000万円というところでございます。

また、平成29年度分でございますが、これは先ほど申しましたように平成30年8月に答弁させていただいておりますけれども、金額で約2,900万円というところでございます。

これまでから未申請のまま時効を迎える件数を減らすために、申請勧奨、それから再勧奨を行いますとともに、市町村の協力のもと、さまざまな機会、媒体をとらえまして制度の周知や2年以内に申請がないと支給が受けられなくなる旨の注意喚起を行ってきたところでございます。しかしながら、振込先の口座情報を含みます申請行為が必要となりますことから、昨今の社会情勢を踏まえまして口座情報の提出に慎重になられるということや、受診から時

間が経過すると関心が薄れてしまうというようなこともございまして、申請をされずに時効を迎える件数は増加してきているものというふうに考えておるところでございます。

いずれにしましても、効果的・有効な手段がなかなかない中で、これまで以上に市町村との連携を密にしまして、市町村、関係機関とも調整の上、小冊子等の記載内容の充実でありますとか、市町村、関係機関等の広報媒体等への記事掲載の依頼等に取り組みまして、できる限り時効を迎える件数が減少するよう努めてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、京都府への要望についてでございます。

要望につきまして個別に回答をいただいているというものではございませんけれども、京都府からは財政安定化基金の拠出を含めた財政支援をはじめ、保健事業の実施に対する支援など、当広域連合との連携の強化に向けて具体的に取り組んでいただいているところがございます。

また、後期高齢者医療制度につきましては、制度創設から11年余りが経過しておるところでございますけれども、安定してきているというふうに考えてございまして、この間の制度の改善・見直しにつきましても、後期高齢者の皆さんが今後も安心して医療が受けられる制度となるよう、国において世代間・世代内の公平性や制度の持続可能性の観点から行われてきたものと承知をいたしております。

当広域連合といたしましては、引き続き市町村、京都府と連携しながら、本制度の安定的な運営に努めていくことが被保険者の皆さんが将来にわたって安心して医療を受けていただくことにつながっていくものというふうに考えておるところでございます。

なお、従前の老人保健制度におきましては、世代間の負担のルールが不鮮明だとか、それから運営主体と実質的な費用負担というのが異なることから、制度の責任が不明確などの問題点が指摘をされ、これを解決するために現行制度が創設されたものと承知をいたしておるところでございます。

○議長（下村あきら君） 齋藤和憲議員。

○27番（齋藤和憲君） 質問を終わります。

○議長（下村あきら君） よろしいですか。

以上で質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

齋藤和憲議員。

〔27番 齋藤和憲君登壇〕

○27番（齋藤和憲君） 南山城村、齋藤和憲です。

ただいま議題になっております認定第2号、平成30年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

まず、反対理由の第1は、医療は本来全ての国民が平等で公平に受けるべきであり、年齢で保険を分けることは高齢者に医療の差別化や保険料増加を推し進めやすくするものであります。制度導入時は、国民の批判をかわすために低所得者の保険料を軽減する特別軽減を導入していましたが、年々、特別軽減の変更が予定されております。また、窓口負担の2割化も計画され、ますます高齢者いじめに拍車がかかっているものと思います。

第2の反対の理由として、黒字が平成30年度では95億9,139万円になっており、これで11年連続、実質収支が黒字決算になっております。この額は南山城村当初予算の約4倍強に匹敵する額です。この黒字を医療サービスの向上に有効に利用して被保険者に還元すべきです。

第3の理由は、本連合の前向きな取組が見られない。平成30年度の主要施策の成果説明書を見ると、少しは文章が変わっておりますが、内容は前年度と変わっておりません。高齢者の増加や病気の多様化が進む中、多様な変化があるべきです。この連合の体制が市町村からの派遣職員が中心で専門的な人材が育成しにくいと国への要望でも述べているなど、理解できるところですが、しかし、この医療制度が事務的に1年間過ぎればよいというものではありません。府民の命を守る機能が課せられております。一人一人の顔が見える自治体が行うことでこそ保険者機能が果たせるものではないでしょうか。後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人医療制度に戻すべきです。

以上の理由により、認定第2号、平成30年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対を行います。

以上です。

○議長（下村あきら君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、認定第2号、平成30年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり認定することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（下村あきら君） ありがとうございます。挙手多数であります。

表決について、事務局から報告をさせます。

○書記長（藤繁広史君） 報告をいたします。

賛成22票、反対4票でございます。

○議長（下村あきら君） お聞き及びのとおりでございます。

よって、本件は認定をされました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（下村あきら君） 日程第15、議案第6号、令和元年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一般会計補正予算（第1号）につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論について終結いたします。

それでは、本件を表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（下村あきら君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（下村あきら君） 日程第16、議案第7号、令和元年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論について終結いたします。

それでは、本件を表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（下村あきら君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本件は可決をされました。

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（下村あきら君） 日程第17、承認第1号、専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論について終結いたします。

それでは、本件を表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（下村あきら君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定をいたしました。

◎京都府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（下村あきら君） 日程第18、京都府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

任期満了に伴う選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によって行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（下村あきら君） 御異議なしと認め、選挙の方法は指名推選の方法により行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（下村あきら君） 異議なしと認めます。

それでは、お渡ししております選挙管理委員会委員及び補充員の候補者についてに記載しておりますとおり、京都府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に小林昭朗君、前田良二君、藤田英夫君、曾束正義君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました方を京都府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（下村あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました小林昭朗君、前田良二君、藤田英夫君、曾束正義君が京都府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に当選をされました。

次に、京都府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員について、名簿登載順により指名をさせていただきます。

第1順位、内海貴夫君、第2順位、後藤信子君、第3順位、小嶋正明君、第4順位、塩屋千鶴君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました方を京都府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（下村あきら君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました第1順位、内海貴夫君、第2順位、後藤信子君、第3順位、小嶋正明君、第4順位、塩屋千鶴君、以上の方が順序のとおり京都府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員に当選をされました。

◎閉会の宣告

○議長（下村あきら君） お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（下村あきら君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された議案の審議は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして京都府後期高齢者医療広域連合議会令和元年第2回定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

閉会 午後 3時 5分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和元年10月7日

議 長 下 村 あ き ら

署 名 議 員 星 野 和 彦

署 名 議 員 山 本 清 悟